

# 「文部科学大臣優秀教職員表彰」実施要項

(平成18年9月20日文部科学大臣裁定)

(平成21年9月1日一部改正)

(平成25年8月5日一部改正)

(平成26年9月10日一部改正)

(平成28年9月20日一部改正)

(令和元年9月19日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この表彰は、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員及び教職員組織（学校単位又は校長の指揮監督下にある分掌単位等をいう。以下同じ。）について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とする。

(表彰要件)

第2条 教職員に対する表彰（次項の若手教職員等奨励賞及び次条第2項の社会に開かれた教育実践奨励賞を除く。）は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）の教職員であって、次に掲げる要件を満たす者に対して行う。

一 現に教職員であること。

二 推薦年度の4月1日時点において、教職員経験10年以上かつ原則として50歳未満の者であること（ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない）。

三 原則として、既に推薦者による表彰を受けていること。表彰制度が設けられていない場合は、表彰に準じる評価を得ていること。

四 勤務実績良好かつ過去に懲戒処分等の罰を受けていない者であること。

2 前項に規定する表彰のほか、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員（教職員経験が10年に満たない教職員に限る。）であって、本項に規定する賞を受けた後、さらに顕著な成果を上げることが見込まれる者を表彰するため、「若手教職員等奨励賞」を授与することとする。

3 若手教職員等奨励賞は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校の教職員であって、次に掲げる要件を満たす者に対して授与する。

一 第1項第1号、第3号及び第4号に規定する要件を満たすこと。

二 推薦年度の4月1日時点において、教職員経験10年未満かつ原則として5

0歳未満の者であること（ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない）。

- 4 教職員組織に対する表彰（次条第3項の社会に開かれた教育実践奨励賞を除く。）は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校の教職員組織であって、次に掲げる要件を満たす教職員組織に対して行う。
  - 一 推薦年度の4月1日時点において、1年以上の活動期間があること。
  - 二 原則として、既に推薦者による表彰を受けていること。表彰制度が設けられていない場合は、表彰に準じる評価を得ていること。

第3条 前条各項に規定する表彰のほか、「社会に開かれた教育実践奨励賞」を授与するものとする。

- 2 教職員に対する社会に開かれた教育実践奨励賞は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校の教職員であって、次に掲げる要件を満たす者に対して授与する。
  - 一 前条第1項第1号及び第4号に規定する要件を満たすこと。
  - 二 推薦年度の4月1日時点において、原則として50歳未満の者であること（ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない）。
  - 三 教職員に対する表彰等であって、文部科学省名義の使用許可又は文部科学大臣賞の交付（以下「文部科学省名義の使用許可等」という。）を受けた行事等において行われるものを受けていること。
- 3 教職員組織に対する社会に開かれた教育実践奨励賞は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校の教職員組織であって、次に掲げる要件を満たす教職員組織に対して授与する。
  - 一 前条第4項第1号に規定する要件を満たすこと。
  - 二 教職員組織に対する表彰等であって、文部科学省名義の使用許可等を受けた行事等において行われるものを受けていること。

（選考基準）

- 第4条 教職員に対する表彰（第2条第2項の若手教職員等奨励賞及び前条第2項の社会に開かれた教育実践奨励賞を含む。）については、主として次に掲げる特に顕著な成果を基準として選考する。
- 一 学習指導における特に顕著な成果
  - 二 生徒指導、進路指導等における特に顕著な成果
  - 三 学校体育や学校保健、学校給食における特に顕著な成果
  - 四 特別活動や部活動等の指導による、児童生徒の育成における特に顕著な成果
  - 五 特別支援教育における特に顕著な成果
  - 六 地域との連携・協働の推進における特に顕著な成果
  - 七 ユネスコ活動や国際交流等の分野における特に顕著な成果

八 学校事務の機能強化や勤務環境の改善等、学校運営の改善における特に顕著な成果

九 その他学校教育において、他の教職員の模範となるような実践による特に顕著な成果

- 2 教職員組織に対する表彰（前条第3項の社会に開かれた教育実践奨励賞を含む。）については、教職員同士や専門的な職員等との連携・分担といった組織的な取組による、前項各号に掲げる特に顕著な成果を基準として選考する。

（被表彰者の推薦及び決定）

第5条 第2条各項に規定する表彰の対象となる教職員及び教職員組織は、別に定める「文部科学大臣優秀教職員表彰」推薦取扱要領（以下「推薦取扱要領」という。）により、国立大学の附属学校にあつては学長の、公立学校（指定都市の設置するもの及び公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものを除く。）にあつては都道府県教育委員会の、指定都市の設置する公立学校にあつては指定都市教育委員会の、私立学校及び公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものにあつては都道府県知事の推薦する教職員及び教職員組織につき、文部科学大臣が決定する。

- 2 第3条第2項及び第3項に規定する社会に開かれた教育実践奨励賞の対象となる教職員及び教職員組織は、推薦取扱要領により、次に掲げる要件を満たす団体の推薦する教職員及び教職員組織につき、有識者による審査を経て、文部科学大臣が決定する。

一 教職員又は教職員組織に対する表彰等であつて、文部科学省名義の使用許可等を受けている行事等を主催する団体であること。

二 推薦する教職員又は教職員組織（以下この号において「被推薦者」という。）に対して、前号に規定する行事等において表彰等を授与した団体（被推薦者の所属する学校のほか、次のイからニまでに掲げる被推薦者の所属の区分に応じ、当該イからニまでに定める団体を除く。）であること。

イ 国立大学の附属学校 当該学校を設置する国立大学法人

ロ 公立学校（公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものを除く。） 都道府県教育委員会又は被推薦者の身分の属する教育委員会

ハ 公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないもの 都道府県及び当該学校を設置する公立大学法人

ニ 私立学校 都道府県及び当該学校を設置する学校法人

- 3 前項に規定する審査に当たって必要な事項は別に初等中等教育局長が定める。

（表彰状）

第6条 表彰を受ける教職員及び教職員組織に対し、表彰状を贈呈する。

(名簿の作成)

第7条 文部科学大臣は表彰を受ける教職員及び教職員組織の名簿を作成する。

2 表彰を受けた教職員が、表彰を受けた後、地方公務員法第16条若しくは学校教育法第9条の欠格条項に該当した場合、教育職員免許法第10条の免許の失効若しくは同法第11条の免許の取上げ等をされた場合又は地方公務員法第29条の懲戒処分を受けた場合等においては、文部科学大臣はその者を名簿から削除することができる。

3 表彰を受けた教職員組織において、表彰を受けた後、表彰を受けた教職員組織としてふさわしくないような問題等が生じた場合においては、文部科学大臣はその教職員組織を名簿から削除することができる。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、初等中等教育局長が別に定める。